

内閣参質一八九第一〇二号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区長からの要請に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う沖縄県東村高江区长からの要請に関する質問に対する答弁書

一について

北部訓練場の土地については、平成八年十二月二日に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告（以下「SACO最終報告」という。）において、ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から同訓練場の残余部分に移設すること等を条件として、その過半を返還することとされている。

移設される六か所のヘリコプター着陸帯のうち、整備が完了した二か所については平成二十七年二月に米側に提供したところであり、現在、残る四か所のヘリコプター着陸帯の整備に向けて取り組んでいるところである。

いずれにしても、政府としては、同訓練場の過半の返還を早期に実現し、沖縄県の方々の負担の軽減を図るため、着実に取組を進める必要があると考えている。

二について

御指摘の「要請書」における「北部訓練場へのヘリパッド増設に伴う要請」のうち、「一・住宅及び学

校上空の飛行回避のため、進入回避標識灯を二カ所以上設置すること」については、平成二十六年十一月に沖縄防衛局が高江小中学校体育館の屋上に進入回避標識灯を設置したところであり、「二・騒音測定器を二カ所以上設置し、訓練期間中は、継続して測定結果を区民に通知すること」については、平成二十三年三月に同局が東村高江区内の二か所に航空機騒音自動測定装置を設置したところであり、その測定結果については、東村及び高江区に対し適時適切に説明している。「三・夜間七時以降の飛行は禁止すること」、「四・学校の授業時間及び学校、区民行事の際には飛行訓練は禁止すること」及び「六・軍用車輛の公道での制限速度の厳守と農道への乗り入れは禁止すること」については、累次の機会に、米側に対し、地域住民の方々への騒音面や安全面における影響に最大限の配慮を行うよう申入れを行ってきている。

「五・北部訓練場以外での歩行訓練は行わないこと」については、S A C O 最終報告において、「公道における行軍は既に取り止められている」とされている。「七・事故及び事件が発生した場合は早急に対応し、区民に対して説明を行うこと」については、事故及び事件が発生した場合は、同局担当者から東村の連絡責任者に連絡する体制を整えており、「八・訓練等に関する疑問、質問等が生じた場合は、早急に連絡が取れるよう体制を整えること」については、同局に連絡が取れる体制を整えている。

また、御指摘の「要請書」における「要望する補助事業について」のうち、「二・コミュニティ広場の整備に関すること」については、平成二十四年五月に完成した高江区公園の整備に対して、平成二十二年
度からの三か年度にわたり、東村に対し、同公園の整備に係る助成を行ったところである。

政府としては、御指摘の「要請書」については、引き続き誠意を持って対応してまいりたい。

